［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
農学関係	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
獣医学関係	三、六三六	四、六二八	六、九四二	九、二五六	九、二五六	一一、五七〇	一三、八八四	一〇、二四七	一六、一九八	一八、五一二	二〇、八二六	二三、一四〇	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	

備考　［略］

(2)　専門職学部に係る加算校舎面積

収容定員 / 学部の種類	［略］	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	［略］	一二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	［略］
［略］		［略］		［略］	
理学関係	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
農学関係	［略］	［略］	九、二五六	［略］	一〇、二四七
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	九、二五八	［同上］	［同上］	一〇、一四七	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　［同上］

(2)　専門職学部に係る加算校舎面積

収容定員 / 学部の種類	［同上］	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	［同上］	一二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	［同上］
［同上］		［同上］		［同上］	
理学関係	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
農学関係	［同上］	［同上］	九、二五八	［同上］	一〇、一四七
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第九章　［略］	第一章～第九章　［同上］
第九章の二　研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）	［目次を加える。］
第十章～第十三章　［略］	第十章～第十三章　［同上］
附則	附則
第三章　教員組織	**第三章**　教員組織
（教員組織）	（教員組織）
第九条　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。	**第九条**　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。
一・二　［略］	一・二　［同上］
2　［略］	2　［同上］